

議案第 5 号

福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少
及び福岡県市町村職員退職手当組合理約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、令和7年3月31日を限り、福岡県市町村職員退職手当組合から下田川清掃施設組合を脱退させ、令和7年4月1日から、福岡県市町村職員退職手当組合理約を別紙のとおり変更する。

令和7年 2月26日 提出

太宰府市長 楠 田 大 蔵

理 由

令和7年3月31日を限り、下田川清掃施設組合が解散されることに伴い、福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数を減少し、福岡県市町村職員退職手当組合理約を変更するため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求める。

福岡県市町村職員退職手当組合同規約の一部を変更する規約

福岡県市町村職員退職手当組合同規約（昭和36年県指令36地第903号許可）の一部を次のように変更する。

別表第1 田川郡の項中「、下田川清掃施設組合」を削る。

別表第2 第5区の項中「 下田川清掃施設組合」を削る。

附 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。